

平成28年6月30日

埼玉県農地中間管理機構
理事長 前田敏之様

埼玉県農地中間管理事業評価委員会
委員長 船川由孝

農地中間管理事業に係る平成27年度の評価について

標記について、評価委員会を開催しましたので、その結果を、別添のとおり通知します。

平成28年度の農地中間管理事業の推進にあたっては、これを踏まえ、適切かつ効果的に実施するよう期待します。

評価委員会結果

1 意見

- (1) 機構から転貸する相手先は、できるだけ市町村と連携し担い手以外が借り受ける場合は、認定農業者となるよう推進すべき。
- (2) この事業を本当に推進しようとするのであれば、農地法第3条や利用権設定等促進事業などを取り込むようなPRをしっかりと実施すること。
- (3) この事業をきちんと理解している農家はまだまだ少ない。地域指導農家や稲麦作経営者会議、農業機械化経営者協議会等への説明を実施すること。
- (4) 畦畔撤去による区画拡大を行う場合には、水利の状況も考慮して実施することが必要。
- (5) この事業をもっとビジネス的に進めるとしたら、誰がその地域の農業を担うのか、年齢構成やニーズを把握した上で目標を設定して取り組むべき。
- (6) 事業のPRは、県単位ではなく国が全国版で行うべきで、県を通じて国に要望すべき。
- (7) 事業が浸透するまでは5年間程度は掛かるので、予算及び人材の確保をしっかりと行うこと。

2 評価

平成27年度の実績は及第点とは言えないが、意見で述べたとおり課題が明確になった年となった。この課題を平成28年度に解決すべく事業推進を行っていただきたい。

- (1) 800haの達成に向けて頑張ってもらいたい。前年度の反省を踏まえた展開に期待する。
- (2) 人・農地プランを作成・変更する地区は、農地中間管理事業がスムーズに実施できるよう、機構にもプランの作成・変更に積極的に係わってもらいたい。
- (3) 米価が低価格で推移するとなれば、農地の権利が大きく動くので、機構の体制を整備するとともに、対象となる者に事業の周知を効果的に行うよう、媒体を含めてPR方法を検討してもらいたい。